反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として職員の安全を確保 しつつ対応し、問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、 反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的 勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

北郡信用組合